

寄居町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

寄居町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 災害発生時における協力に関すること。
- (3) 地域経済活性化に関すること。
- (4) 教育・文化の振興に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・町民サービス向上に関するこ。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、実施要領に定める郵便局とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示若しくは提供又は本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、当該期間満了する日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

（附則）

本協定の締結をもって、「災害時における相互協力に関する覚書」（平成10年10月12日締結）、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定書」（平成13年9月4日締結）及び「ひとり暮らし高齢者の情報提供に関する覚書」（平成13年9月4日締結）を廃止する。

2020年10月27日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1
寄居町
寄居町長 花輪利一郎 

乙 日本郵便株式会社
埼玉県大里郡寄居町寄居389-1
日本郵便株式会社
寄居郵便局長 咲間幸一 

埼玉県大里郡寄居町用土1416-8
日本郵便株式会社
寄居用土郵便局長 福島正幸 